

国際線が就航する中部国際空港（以下、「セントレア」）は、健全に機能するため多くの機関に支えられています。それらの業務の内容や実態を分かりやすく紹介することで、セントレアについての理解を深めていただきたいと、セントレア空港島に所在する各機関を訪問してインタビューした内容を中心に紹介していきます。

第5回は、財務省名古屋税関中部空港税関支署長の羽田 弘氏にお話を伺いました。

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 田辺 義夫

### 第5回 財務省名古屋税関中部空港税関支署

名称：財務省名古屋税関中部空港税関支署

所在地：〒479-8707 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地CIQ庁舎内

沿革：

1889年11月 四日市大阪税関出張所を設置

1907年11月 大阪税関名古屋税関支署を設置

1937年10月 名古屋税関独立

愛知県・三重県・岐阜県（大阪税関管轄分）、静岡県・長野県（横浜税関管轄分）の計5県を管轄区域とする。

1966年4月 名古屋空港出張所等を設置

2005年2月 中部空港税関支署を設置

2009年7月 清水税関支署静岡空港出張所を設置

**Q 全国組織の概要と名古屋税関中部空港税関支署の位置づけについてお聞かせください。**

税関は、財務省の地方支分部局として置かれた国の機関です。本省の内部部局として関税局があり、税関のヘッドクォーターとして全国の税関を調整しています。税関は函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎の8税関と、沖縄地区税関の合計9か所に設置されています。中部空港税関支署は、名古屋税関の税関支署（以下、「支署」）という位置づけです。

名古屋税関は、長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県の5県を管轄しており、これらの管轄区域は、中部圏開発整備法に基づく圏域とは若干異なります。

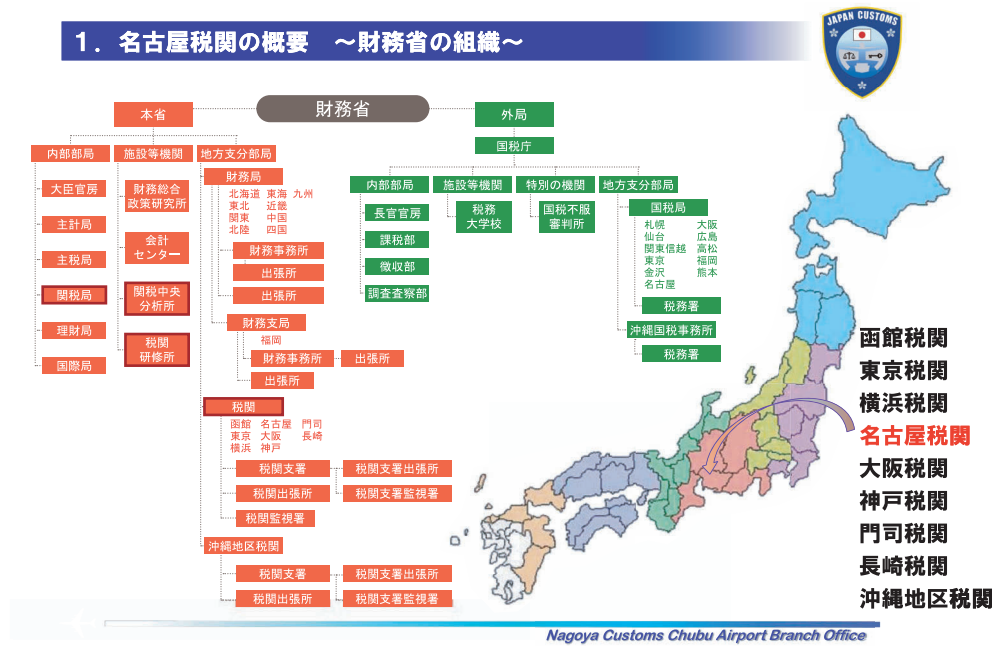
さらに本省の付属機関として、関税中央分析所

と税関研修所が置かれています。

また、図表1の国税庁についても若干ご説明しますと、国税庁は財務省の外局であり、国税庁にはそれぞれの地方に国税局があって、その下に税務署が置かれていますが、税関はそれとは全く別の組織です。

関税を徴収するのが税関の主な仕事のひとつですが、国税庁長官の命を受けて、内国消費税の徴収も行っています。輸入される物品に課税される内国消費税には、消費税、酒税、たばこ税およびたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税並びに石油石炭税があり、これらの内国消費税は輸入時に課税されますが、それぞれの税法に定められた免税の規定のほか、輸入品に対する内国消費税の徴収などに関する法律（輸徴法）によ

1. 名古屋税関の概要 ~財務省の組織~



図表 1

り、関税が免税となるものの一部については内国消費税も併せて免税することが定められています。

関税の免税に併せて内国消費税も免税となるものには、携帯品、引越荷物、慈善・救いづつ用の寄贈物品、外交官用貨物、再輸出免税貨物などがあります。

Q 制服に装着されています記章についてお聞かせください。

デザインは、中央に世界と日本の間を往来する航空機、船舶、ゲート（門）を組み合わせ、従前のロゴマークに用いられていた“関”の文字を引き継いでいます。また、ゲート（門）の中の秤は公平を、鍵は保全を意味し、税関の役割を表現するとともに、3つの桜が税関の使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿

易円滑化の推進）を表しています。このロゴマークは、神戸税関の職員がデザインしたもので、2007年11月1日から全国の税関で使われています。

Q 名古屋税関の機構についてお聞かせください。

名古屋税関は、本関と4つの支署、5つの本関直轄出張所から構成されております（図表3）。

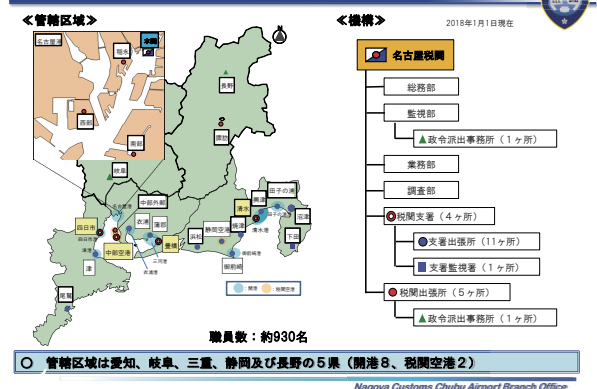
国の出先機関において本部あるいは本局と呼ばれている組織を、我々税関では本関と呼んでいます。

本関には、総務部、監視部、業務部、調査部という4つの部があります。



図表 2

1. 名古屋税関の概要 ~管轄区域・機構~



図表 3

支署は管内に4か所あり、中部空港も支署の1つです。そのほかには、清水、豊橋、四日市にそれぞれ支署が置かれています。四日市支署は三重県全域を管轄しています。同様に清水支署は静岡県全域を管轄していますが、豊橋支署は愛知県全域ではなく三河地域を管轄しています。税関支署の下に支署出張所が11か所、支署監視署が1か所置かれています。

本関直轄出張所は、愛知県海部郡飛島村に西部出張所、名古屋市港区に稲永出張所、知多市に南部出張所、長野県諏訪市に諏訪出張所、中部国際空港島に中部外郵出張所が置かれています。これらの機構で5県を管轄しています。

**Q 諏訪に出張所が設置された経緯についてお聞かせください。**

諏訪には精密機械製造企業が立地しており、現地で製品の輸出通関の申告をされる企業があるためです。通関手続きは港湾や空港で行われるのが一般的ですが、特に輸出の場合、出荷地で通関を済ませてから港湾や空港に運搬し、船舶や航空機に搭載するケースがあります。具体的には、「セントレアから輸出するにしても、わざわざセントレアまで出向いて手続きをするのではなく、地元で済ませたい」という要望を踏まえて、港湾などがない長野県や岐阜県に、出張所や政令派出事務所を設置しています。

管轄区域内には、貿易機能が集積し、関税法で指定された「開港」と呼ばれる港湾が整備されています。

NHK大河ドラマ『西郷どん』でも、「どこそこの港を開港する」という話が出てきますね。開かれた港で貿易をするという意味です。今では全国に開港が整備されていますので、当時とはずいぶん感覚が違います。

名古屋税関管内には、開港に指定された港が8つあり、基本的には、それらの港に税関の官署を置くことが原則になります。

次いで、税関空港です。開港は海ですが、空港の方は税関空港。名古屋税関管内では、セントレ

アと静岡空港に国際定期便が就航しており、それぞれ税関空港に指定されています。

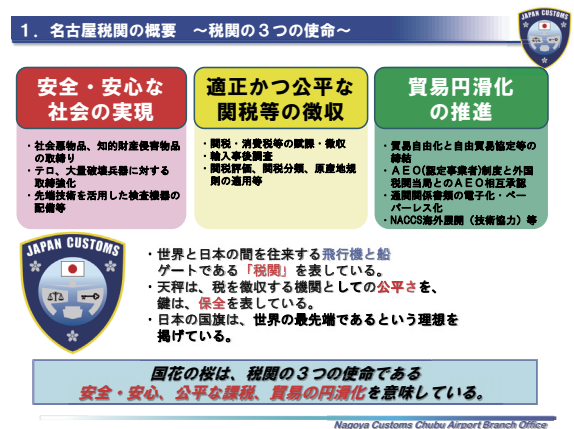
**Q 静岡空港は支署にはなっていないということですね。**

静岡空港出張所は清水支署の出張所です。将来静岡空港の利用が拡大すれば支署に格上げされる可能性が出てくるかもしれません。

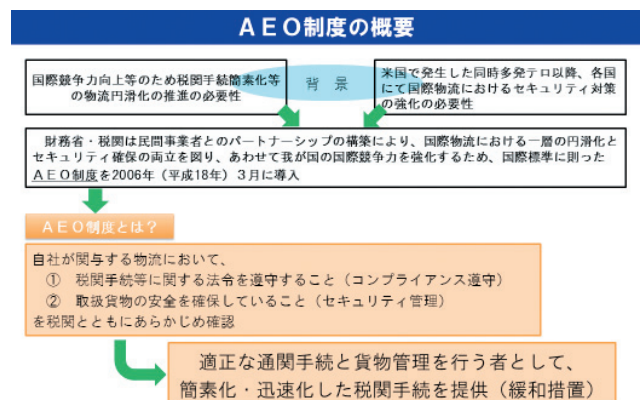
そもそも当支署の前身は、小牧空港において名古屋空港出張所としてスタートし、その後の旅客便の増加を背景に、支署に格上げになった経緯があります。

**Q 税関の業務概要についてお聞かせください。**

税関には「3つの使命」があります(図表4)。1つ目は「安全・安心な社会の実現」であり、関所としての機能です。社会悪物品、知的財産侵



図表4



図表5

害物品、テロ関連物資などの取締りを行っています。

2つ目は「適正かつ公平な関税等の徴収」であり、租税法律主義に基づき、関税評価、関税分類、原産地規則などが正しく適用され、適正に申告、納税されているか確認しています。

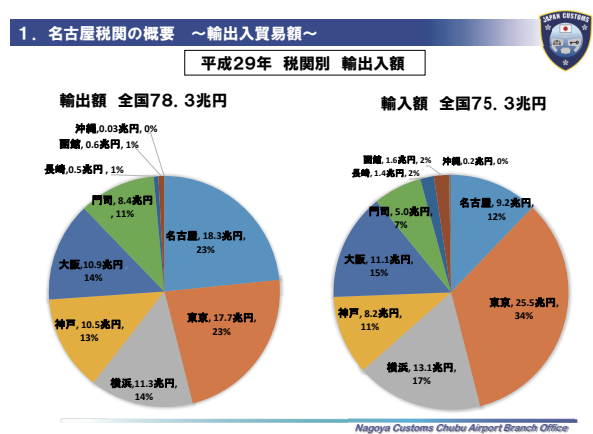
以上の2つは伝統的な分野ですが、3つ目は「貿易円滑化の推進」です。経済連携協定（EPA：<sup>(※1)</sup>Economic Partnership Agreement）の適用や、AEO（Authorized Economic Operator）<sup>(※2)</sup>制度（図表5）の我が国への導入、同制度を導入している貿易相手国とのAEO相互承認などを通じて貿易円滑化に貢献しています。そのほか、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化や、電子通関システムの海外展開などを通じて「貿易円滑化」を推進しています。以上が税関の3つの使命です。

Q 名古屋税関の業務に関してお聞かせください。

始めに、名古屋税関の状況についてご説明します。

2017年の輸出入額について申し上げますと、輸出入額は全国で78.3兆円、輸入額は全国で75.4兆円です（図表6）。

税関別の輸出入額は全国9税関の中で一番多いことがわかります。愛知県には輸出品目を取り扱う企業が多数立地していますので、その結果が顕著に現れています。近年、東京に猛追されていると日本経済新聞で報道されていましたが、首位の座



図表 6



図表 7

(※1) 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

(※2) 国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

WCO（世界税関機構）が採択したSAFE「基準の枠組み」においてAEO制度の導入・構築の指針が定められており、我が国のAEO制度は、その指針に沿ったものとなっている。

を長年にわたり堅持しています。

なお、輸入額は12%と、東京、横浜、大阪に次ぐ4番目という立ち位置です。

次に、当支署の状況をご説明します。

中部空港島の写真(図表7)をご覧くださいと、税関の施設がどこに配置されているのかお分かりいただけます。現在我々がいるのは「中部空港CIQ庁舎(以下、「CIQ棟」)」と表示されている所です。それ以外にも、旅客ターミナルビル(以下、「PTB」)のほか、貨物地区の中部空港合同庁舎(以下、「合同庁舎」)にも税関施設があり、これらの3か所は当支署の施設です。

そのほか、空港島内には国際郵便物を取り扱う郵便局がありますので、そちらに中部外郵出張所が設けられています。2006年6月に名古屋中央郵便局が受け持っていた国際郵便物の通関交換業務が移管され、当初は当支署出張所として中部外郵出張所が開設されました。その後、2012年7月に本関の直轄出張所となり現在に至ります。

なお、空港島の北側に整備されている麻薬探知犬管理センターは、本関(監視部)の施設であり、名古屋税関全体の麻薬探知犬を管理し運用しています。

当支署の管轄区域は、愛知県常滑市のうち、セントレアと対岸のりんくう町です。ただし、中部外郵出張所が管轄する日本郵便中部国際郵便局は含まれません。

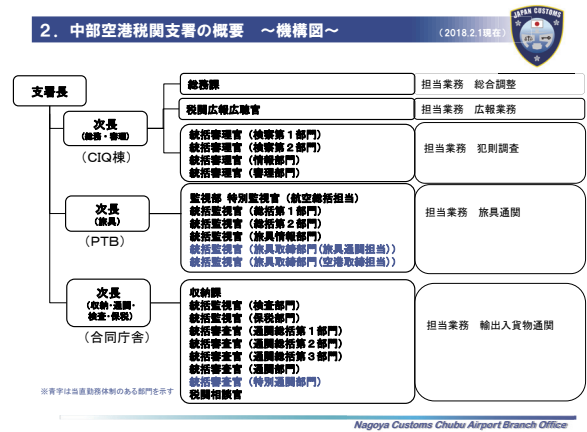
ご参考までに、常滑市のりんくう町を除く対岸域は、南部出張所が管轄しています。

**Q 支署の業務に関してお聞かせください。**

名古屋税関の支署の中で管轄区域が一番狭いのですが、とても豊富な業務内容や業務量をこなしている支署です。

当支署の概要、機構図を図表8にてお示します。

支署長の下に3人の次長が配置されており、CIQ棟、PTBおよび合同庁舎の施設に配置した各



図表 8

課・部門等をそれぞれ統括しています。

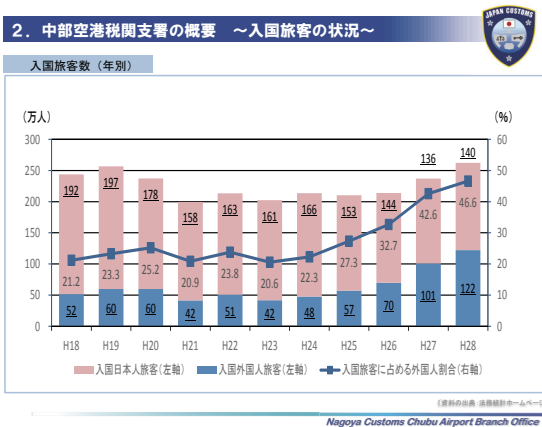
CIQ棟には、総合調整を担当する総務課、広報業務を担当する税関広報広聴官、さらに、犯則調査、つまり、悪いこと(関税法などの違反)をした人の調査を担当する統括審理官が置かれています。

PTBには、旅具通関を担当する部門が置かれています。旅具通関というのはなじみの薄い言葉かもしれませんが、旅行者が手荷物で海外から持ってくるものや、海外へ持っていくものに関する手続きのことです。昔、船員らが船から降りてきたときに旅具、つまり、旅の道具を検査していたことからそうように呼んでおります。

貨物地区には通関業者が立地していますので合同庁舎には、輸出入貨物の通関手続を担当する収納、通関、検査、保税などの部門が入っています。また、合同庁舎には他の官庁も入居しており、関係機関とは日頃から連絡体制を密にしており、連携もスムーズに取れています。

機構図では、統括監視官、統括審査官、税関相談官といった課長職の機構をお示してはおりますが、青字で記載している部署は当直体制をとっており、24時間365日体制で旅具通関や空港の取締り、あるいは貨物の通関や検査について万全の体制を敷いております。特に、航空貨物のうちSP<sup>(※3)</sup>貨物と呼ばれる小口の貨物は、スピードが命

(※3) 小口急送貨物 (Small Package) の略。



図表9

であることから、税関も24時間体制で対応をしています。

次に、入国旅客の状況についてご説明します。図表9にお示した朱色部分が日本人旅客、青色部分が外国人旅客の数です。青色の折れ線グラフは入国旅客に占める外国人の割合です。

開港当初から7～8年の間は圧倒的に日本人旅客が多く、外国人は2割程度でしたが、ご存じのとおり、政府が観光立国を推進し、訪日外国人旅客数の拡大を目指す取り組みを実施していることもあり、2016年には外国人旅客が46.6%を占めております。

この割合は大規模な空港の中では少ない方です。日本人旅客の割合が比較的多い空港は羽田国際空港とセントレア、そのほかの大規模な空港では外国人旅客の割合が圧倒的に多くなっています。訪日外国人旅客をセントレアへ呼び込もうという取り組みがよく言われるゆえんです。

Q 出国の免税手続きも所掌業務になっているのでしょうか。お聞かせください。

最近、名古屋市内や観光地の店舗では、タックスフリーという表示を数多く見かけます。これは外国人旅行者が購入した商品の消費税を免税することです。購入時に発行される消費税の免税票（輸出免税物品購入記録票）を、日本を出国する際に税関へ提出していただくことで免税の措置が実施されますが、必要に応じて購入した商品

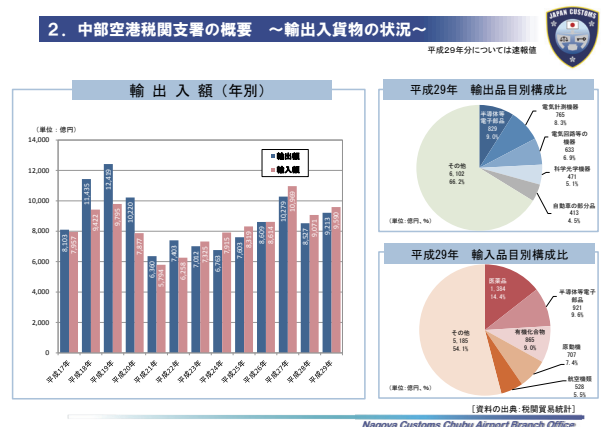
の現物確認などを税関が行っております。

一方、「安全・安心な社会」という観点から、税関という組織に対しては、悪いものが我が国に入ってくるのを水際で止めてほしいという大きな期待がございますので、そちらも意識して取り組んでいるところです。

Q セントレアの輸出入の状況についてお聞かせください。

図表10は、輸出入貨物の状況をお示ししています。輸出入額は、セントレアをハブ空港として利用していた航空会社が沖縄に拠点を移した影響から、2008年以降減少した時期もありましたが、基本的には順調に伸びているものと捉えています。2015年の輸出入額が多いのは、アメリカの港湾ストの影響です。「船では（納期に）間に合わない。それでは、飛行機だ」ということで、海上貨物であったものが航空貨物へシフトしたことが要因と見ています。現在は順調に伸びていまして、関連業者に聞いても、随分とひっ迫しているとのこと。セントレアもそうですが、ほかのところもそうなのでしょう。

輸出と輸入の品目構成については、輸出は半導体等電子部品、電気計測機器、電気回路などの機器が、輸入は医薬品、半導体等電子部品、有機化合物が上位を占めております。有機化合物は、医薬品（原料）がらみのものが多いと聞いています。航空貨物の特性でもありますが、軽量で高価なも



図表10

の、急を要するもの、あるいは長時間の輸送では品質に影響を及ぼすおそれがあるものが多くを占めているということです。

**Q セントレアの目玉でありますシー・アンド・エアに関して、通関はどのように行われるのでしょうか。**

シー・アンド・エア<sup>(※4)</sup>輸送は、正にセントレアの特徴です。その形態の1つとして名古屋港、衣浦港の臨海部に立地するそれぞれの工場で製造された部材をセントレアまで海上輸送し、セントレアからドリームリフター<sup>(※5)</sup>でアメリカワシントン州エバレットのボーイング社の組み立て工場に空輸するものです。

シー・アンド・エアは、形状が大きく工場から空港まで陸路では輸送できないものや、船舶では輸送時間がかかり納期に間に合わないものを取り扱うのが特徴です。

この輸送方法を利用しているのがボーイング社で、B787型機の部品を輸送しています。船舶による輸送も選択肢の1つとしてありましたが、その方法だと米国の港からボーイングの工場まで大型部品を輸送する道路を敷設しなければならず、道路を敷設するくらいだったら、航空機で工場に直接輸送した方がよい、ということで実施されているそうです。

ものづくりの盛んな地域の特性と空港の機能とが、非常にうまくマッチしているということだと思います。

実はそれら部品の通関は、当支署ではなく、それぞれの工場で出荷の際にもう済ませてしまっているのです。具体的には、衣浦港の工場は、豊橋支署が管轄しており、名古屋港の工場は本関が管轄しております。支署長としては、現在輸出入それぞれ1兆円を少し切っていますので、当支署で通関していただければ、輸出額が大きく増えて、



図表11

「1兆円を超えましたよ」と景気の良い話になりありがたいのですが、残念ながら、今のところ、そうはなりません。名古屋税関の管内分としては当然計上されますが、他官署で通関されているので、空港支署の輸出額にはなりません。

豊橋支署や本関において通関後、輸送船に搭載し、保税運送という形で輸送します。特段問題のない貨物については、できるだけ物流に負担をかけないように行うのが「貿易円滑化」です。内陸にも官署があるとお話しましたが、そこで通関をして輸送することで貿易の円滑化を図っております。

**Q 今と昔では税関の業務に何か変化はありましたか。**

昔と変わったところは、やはりテロの問題です。関税法において、武器や爆発物は持ち込んではいけない貨物とされており、その発見が税関に求められています。

近年、社会情勢がきな臭くなり、また、2020年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。その前年の2019年にはラグビーのワールドカップが開催されます。そういうときには実際に関所の機能を果たしテロ対策に取り組む必要

(※4) 海上輸送と航空輸送とを組み合わせた輸送サービスで、海上輸送に比べ所要日数が大幅に短縮され、航空輸送に比べ運賃が大幅に低廉であるという、航空輸送の高速性と海上輸送の低運賃というメリットを組み合わせた形の輸送サービス。  
 (※5) B747-400LCFのLCFは「Large Cargo Freighter」の略で、大型貨物機のこと。ボーイング787の部品を輸送している。B787の部品は世界各地で造られており、それを最終組み立て工場のあるアメリカのエバレット(西海岸:ワシントン州、シアトルの北に位置)へと輸送するのが役割。

があります。これが最近取り組む必要がある重要事項として出てきたものと思います。

**Q そのほかに支署の特徴はありますか。**

24時間空港に対応することが当支署の非常に大きな特徴になっています。旅客の皆様への対応もそうですし、貨物への対応についても、24時間空港の利便性を生かして活動したいという皆様の思いに税関として適切に対応するようにしております。

もう1つは、総合保税地域となっていることです（図表12）。

関税法上、外国から到着した貨物は「外国貨物」となります。それが税関で通関をされると「内国貨物」になります。内国貨物になると税関の管理を離れますが、基本的に外国貨物については税関が取り締まることになっています。

例えば、輸出通関するとその貨物は外国貨物になり、運送をするときは保税運送になるため、税関の所掌業務になります。違反をすれば、関税法上の処罰を受けることとなります。

外国貨物を置くことができる場所を保税蔵置場と呼んでいます。それ以外にも保税工場とって、外国貨物を使って作業をするところ、保税展示場、つまり、外国貨物のまま展示をするところがあり、それらの機能が一体化されたものとして「総合保税地域」が整備されています。

セントレアでは、中部国際空港株式会社（以下、

「空港会社」）が被許可者として、税関から総合保税地域の許可を受けています。実際にはいろいろな業者がそれぞれ貨物管理をしています。

総合保税地域の被許可者である空港会社が、総合保税地域の運営を行うに当たって、入居している各施設の管理者の管理・運営状況を把握し、各管理者に対して「遵守事項を守って違反などしないように」と監督を行う、そういう仕組みになっています。

通常、ある業者に替わって別の業者が来たら、新たに保税地域の許可を受ける必要がありますが、セントレアは一元管理されているので、それぞれの施設の管理者の変更という形で円滑に手続きが行われます。

**Q 国際空港はすべて空港の管理会社が一元管理をされているのでしょうかお聞かせください。**

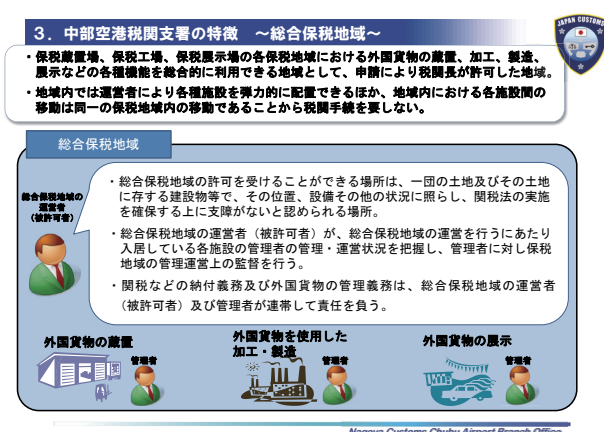
歴史的な経緯があるので、一概には言えませんが一元管理しているところもあれば、していないところもあります。

セントレアでは、最初からコンセプトが明確に反映されていて、基本的に空港会社がすべてを掌握しています。そこが関税法上の保税制度にも反映していて、こういう一元管理をされています。

空港島内に愛知県が国際展示場をつくられるということですが、海外からいろいろなものを持ってくるたびに輸入して税金を払うのは負担になるので、保税展示場という形式が採用されます。通常は入居業者が名古屋税関に対して保税展示場の許可を取るのですが、こちらでは空港会社が管理者として展示場の管理者と話をし、総合保税地域の範囲を広げる形で処理できるわけです。一元的に扱って展開を行うという点では、随分効率が良いと思われます。

**Q 手続きが簡素化できるということですね。**

そもそも、最初からそういう運営をやろうと計画されたところです。セントレアは空港会社がまとめてやっというコンセプトでいますので、それが関税法の運営上にも反映されています。



図表12



それを持っているセントレアの支署は、その点で特徴があると言えます。

Q 空港会社が一元管理するのは税関にとってもメリットがあるのですか。

あります。「空港会社にしっかりやっておいてください」とお願いします。逆に空港会社からすれば「しっかりやるから、そこは任せてくれ」という面があり、空港会社と税関の双方にとって、効率的な業務遂行の面でメリットがあると思います。

Q 入国管理局との連携も必要になると思いますがいかがですか。

入国管理局は、「人」に着目しますが、我々税関は「物」に着目します。その点ですみ分けというか、役割分担があると思います。

協力体制を整えて日々の業務を行わないと、完璧な業務遂行ができないと考えています。縦割り行政によって取りこぼしがあっては国民の皆様には申し訳ないので、しっかりと連携しています。

Q 空港の「物」の出入国管理として、旅客の手荷物検査を所掌されているということですね。

社会悪物品といわれる覚醒剤などの不正薬物や金塊の密輸入に対して取締りを強化しています。

過日、テレビや新聞で話題となりました、主婦のグループが下着などに金塊を隠して密輸入するといったように、非常に気軽な気持ちで密輸をするわけです。執行猶予がついたとはいえ、1年6か月や1年の懲役刑です。密輸をするとどうということになるのかを考えてほしいです。

先般大きく報道されました内変機（到着後に国際線から国内線に変わる機材）を利用した金の密輸入など、さまざまな手口で密輸入が企てられますので、我々取り締まる側も対策を考えていかなければなりません。

金の密輸入で密輸グループが得る利益は、金を国内販売したときに得られる8%の消費税分です。密輸金塊が巡り巡って輸出されるときには、正規



図表13



図表14

に事業者から輸出されるわけですが、そのときに8%の消費税が事業者（輸出者）に還付されるわけです。彼らが得ている収益は結局、国民から集めた税金が財源となっているわけで、非常にけしからん話です。重大な犯罪ですので、しっかりと取締りをしていかなければいけないと思っておりますし、国民の皆様には密輸にかかわらないようにしていただかなければなりません。

Q 金の密輸の増加に関して最新の動向などお聞かせください。

覚醒剤や、テロ関連物資などは日本で災厄を起こしますので、「輸入してはならない貨物」として極めて重く処罰されますが、それに比べると金は、「輸入してはならない貨物」となっていないため、金を密輸入（無許可輸入）することは、覚

覚醒剤などの不正薬物やテロ関連物資などの「輸入してはならない貨物」を輸入する罪に比べ、罪の意識が低いところが問題です。

金の密輸は、収益が覚醒剤ほど上がらないのですが、ある程度は収益が得られ、覚醒剤がハイリスク・ハイリターンだとすると、ローリスク・ミドルリターンぐらいになるわけです。大変低い確率ですが、摘発されずに検査をすり抜けられてもうけを得ることができた場合、さらに罪を重ねる悪の連鎖に落ち込んでしまうことになります。

取締官庁として、水も漏らさぬ徹底した取締りを実践しておりますが、他方、検査時間を要することになってしまい、苦慮するところです。

警察との連携もしております。無許可輸入は、密輸入を行った者が罪の意識も低く犯罪の感覚に欠けているのではと懸念されますが、許可を受けずに輸入するわけですから関税法に抵触します。金は関税がかからないので、消費税の脱税です。以前はほかの機関からは地味な案件と捉えられ、協力に消極的なところもあったのですが、世間に金密輸の悪質さを知らしめた一連の報道もあり、大きな話題になりました。このような背景もあって、昨年11月には「ストップ金密輸緊急対策」もとりまとめられ、政府全体で取り組む体制を構築、関係機関と連携した犯則調査も行われているところです。

金の密輸が増加した要因としてまず、金の価格の上昇が挙げられます。十数年前、グラム当たりの価格が約2,000円だったのが、今は5,000円ぐらいになっています。100万円分の金を密輸した場合、消費税が8%ですから、密輸金塊を国内販売した際に上乗せされた消費税分8万円の利益が出るわけです。金の価格が上がりましたので、1キロ500万円とすると消費税が40万円となります。図表15にお示しのとおり、近年金の密輸入事件の処分件数、脱税額ともに飛躍的に増大しております。

次に、2014年4月に消費税率を引き上げた影響が考えられます。昔は運んでも数万円しかもうからないため、大きな利益を得ようと思ったら大量

4. 社会秩序 ～金塊の密輸～



図表15

に持ってこなければならぬし、それではあまりうまみがありません。消費税も導入当初の1989年は3%でしたが、現在は8%であり、約2.6倍になっております。それも金の密輸入が増加している一因だと思います。

Q 覚醒剤などの密輸には特徴がありますか。お聞かせください。

密輸組織は、自分たちに都合の良い仕入れ地を選んで、どの空港で密輸入を行うか、考えて密輸入しているので、過去に摘発された事件を分析すると、ある程度の傾向は見えてきます。監視する我々も世界の動向、我が国のほかの空港、港湾などのあらゆる情報を収集するなど、摘発に向けて万全の態勢で臨んでいます。海外旅行する方々は、金塊や不正薬物などの運び屋にならないよう甘い言葉に惑わされてはなりません。

特に覚醒剤は、どの国でも厳罰に処せられ、我が国では懲役刑ですが、死刑とする国もあります。後悔先に立たずですから、このことは肝に銘じていただきたいと思います。

Q 知的財産についても税関と関わりがあると伺いましたがお聞かせください。

輸入差止申立てという制度があります。自分の知的財産を侵害する物品が輸入されそうなときに、税関に対して輸入差止申立てを行うことができます。全国の税関は、輸入差止申立てが行われた貨

物を含め、海外から知的財産を侵害する貨物が来たときには取締りを実施します。

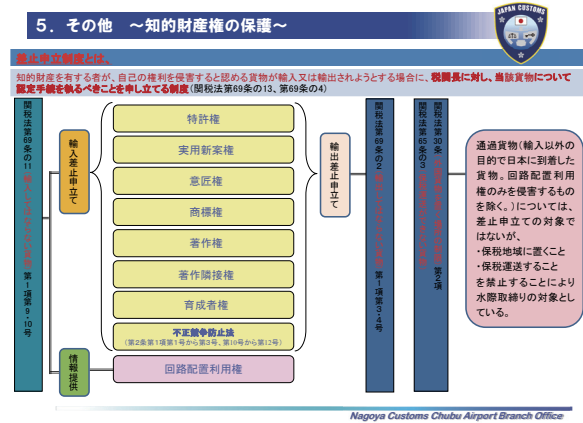
知的財産は、数えきれないくらいあります。税関職員の知識や経験から、知的財産を明らかに侵害していると考えられる場合には取締りが可能ですが、著作権も含めて日々たくさんの権利が生み出されていますから、新たな権利に関しては、「自分は困っているのだから、取り締まってください」と申し立てをしていただき、その際に提供いただいた本物と侵害品の特徴などの情報を基にした取締りがとても効果的です。

この制度では、申し立てに多少の手間はかかりますが、申請者が金銭的な負担を負うことはありません。

通常、貿易をしない企業は、税関とは縁がありません。しかし、自社で製造されている製品の知的財産を侵害する物品が、外国から不正に国内に持ち込まれて非常に困っているときには、税関に「それを止めてくれ」と輸入差止申立制度に基づいて申請をしてください。

以前、この業務を担当していたときの事例です。阪神地方の会社だったと記憶していますが、従業員15人ほどの企業が子どものおもちゃを作っていました。しかし、外国の企業が模造品を製造し商標権を侵害するものが国内へ入ってきました。品質の低い模造品が入ってきて、子どもが口に入れて健康被害が出ると、自分の社名に傷がついてしまいます。その企業では、どのように対処して良いのか分からないため、弁理士事務所に相談をされました。その弁理士は、たまたま税関の近くに事務所を構えていて、輸入差止申立に関して知見があったため、「税関に相談してみたらどうか」と提案されたそうです。その後、神戸税関に輸入差止申立を申請され、その結果、東京税関の成田税関支署やほかの税関でも侵害物品が差し止められました。15人の企業が独自に侵害物品の輸入を調べるのは不可能ですが、輸入差止申立制度を利用したことで、水際で止めることができた好事例です。

知的財産を侵害しているかどうか、物品を見た



図表16

だけでは判別が困難なものです。また、権利者が「実は私は許諾しています」と言ったら、権利者が作っているものでなくても、これは侵害しない物品になります。ですから、権利者の協力がないと取り締まることができません。

外国ブランドの商標について、極めて厳しいラインを持っている方はこの制度を積極的に利用されていますが、輸入差止申立をすることにちゅうちょされる方もいらっしゃるせいか、他国の制度と比べても申立者に有利な制度にも関わらずいまひとつ浸透していないようです。

警察が厳しく目を光らせている中で、日本国内で模造品をつくるのは相当リスクがあるため、外国から来る可能性が非常に高いことから、税関への輸入差止申立では効果があると思いますが、先ほど申しましたように、なかなか浸透していないのが現実です。

弁理士のお話を少し詳しくいたしますと、少し前に弁理士法を改正していただきました。当時、知財立国と言われていましたので、弁理士を中核に置く弁理士法の改正がなされ、この輸入差止申立の業務について、弁理士法にしっかりと書き込んだのです。

実は、そのときに私もこの制度の担当をしていて、思い入れもありますので、何とかこの制度の利用を広めたいと考えています。

Q EPA交渉に関してお聞かせください。

先ほど「貿易円滑化」の中でEPAのお話をさせていただきました。以前、EPA交渉にも関わった経験がありますが、非常に難しい交渉をしなければならない状況でした。

図表17に「攻め」と「守り」と書いていますが、EU側の関税撤廃率は99%、日本側の撤廃率は94%で、農林水産品82%、工業品等100%でした。相手に「関税率を下げてください」と言うと、相手も日本に「関税率を下げてください」と同じトーンで言われます。ご存じのとおり、日本にはいろいろな事情で下げられないところがあり、あまり下げたくないのですが、「下げて、下げて」という交渉をしなければなりません。非常に難しい面を含みますが、粘り強く交渉し、相手の関税を下げました。

政府の一員として交渉に関わった者として、我々としてはぜひ輸出でそれを利用して欲しいのです。「相手国の関税が下がって、輸出しやすくなってよかった」と実感していただきたいのですが、「守り」の方は関心を持たれますが、「攻め」への関心が若干低い状況です。

理由の1つとして、原産地規則が挙げられます。

5. その他 ~EPA交渉 原産地規則~	
日EU・EPA【交渉妥結】	
1 意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(地理的取組)。</li> <li>● 本協定は、自由で公正なルールに基づき、21世紀の経済秩序のモデル。(国産企業、知財、規制協力等)</li> <li>● 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けることと力強いメッセージ。</li> </ul>
2 経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結</li> <li>⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。</li> </ul>
3 概要	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)</p> <p>□ EU側撤廃率: 約99%。(注1)(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工業製品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 100%の関税撤廃を達成。</li> <li>✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。</li> <li>✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。</li> </ul> </li> <li>● 農林水産品等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。</li> <li>✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。</li> <li>✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。</li> </ul> </li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)</p> <p>□ 日本側撤廃率: 約94%。(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農林水産品:約82%、工業品等:100%。</li> <li>✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。</li> <li>✓ 畜・乳製品の国家貿易制度、種苗保護制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。</li> <li>✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、持数量は国産生産拡大と同等可能な範囲に留めた。</li> <li>✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。</li> </ul> </li> <li>● 工業製品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。</li> <li>✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p><small>(注1)EU側の撤廃率はEU協定の発効後により、交渉中に採用した2012年のHSコードに基づくもの、2017年のHSコードに基づいたものに変更する際、税率が変わる可能性がある。 (注2)撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。</small></p>

図表17

まず総則があり、次の物品貿易が関税をなくす話です。その次に原産地規則があります。例えばEUとの間だったら、EUから輸入される貨物なら何でも良いというわけではなく、中国からEUに輸出されて、それがそのまま日本に来る場合は適用されません。EUの原産品でないと関税は下げません、反対に日本の原産品でないと相手国の関税は下がりにませんということです。ところが、原産地規則は単純明快でないところがあるため、なかなか利用が進まない面もあるのではないかと考えています。

5. その他 ~EPA交渉 原産地規則~					
日EU・EPA (協定の全体像)					
<p>本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。</p> <p>【ポイント】 ①域内累積を可能とする原産地規則、②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束、③ソースコードの開示要求の禁止等、先進的なルール。 ⇒ 日本経済や企業活動に貢献</p>					
第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫(SPS)措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障壁(TBT) 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む)等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	(注) 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。

図表18

税関では相談に積極的に応じておりますが、輸入に比べ輸出についてはあまり相談にいらっやしませんので、輸出についても気軽に相談していただければと感じています。

名古屋税関の本関に、原産地規則の担当部署があり、先ほど紹介した輸入差止申立ても担当していますのでぜひご相談ください。

知的財産と原産地規則は以前担当しておりましたので、輸入差止申立てもEPAの成果もぜひ利用してほしいと思い、お話しさせていただきました。

**Q 訪日外国人旅行者への対応についてお聞かせください。**

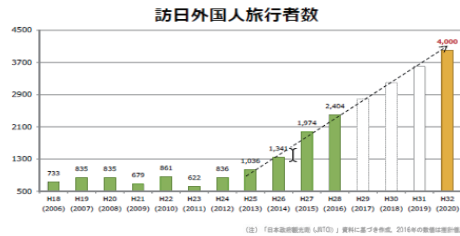
2003年1月に当時の小泉純一郎首相が「2010年に訪日外国人を1,000万人にする」と観光立国を宣言し、同年4月に国土交通大臣を本部長とする「ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部」が設けられました。キャンペーン開始後、外国人旅行者数は2003年の521万人から2008年の835万人まで順調に増えてきましたが、リーマン・ショックや東日本大震災の影響で落ち込み、当初目標の1,000万人を達成したのは2013年でした。目標数や目標年はたびたび変更されており、2016年3月30日に開かれた、訪日外国人観光客の拡大に向けた具体策をまとめる「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」では、訪日外国人観光客数の目標人数を倍増させ、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを決めました。私の率直な感想を申し上げますと、政府が訪日外国人旅行者2,000万人との施策を公表した際には、実現するには課題も多く険しいのではと推察していました。しかし、目標の達成が現実化していく様子を目の当たりにし、驚きを禁じえませんでした。また、観光庁が発表した訪日外国人消費動向調査によると、2017年の訪日外国人旅行者による買い物などの旅行消費額（速報値）は前年比17.8%増の4兆4,161億円と5年連続で過去最高額を更新し、初の4兆円台に乗せました。

現在、外国人旅行者数が毎年10%ぐらいずつ増

**5. その他 ～訪日外国人旅行者への対応～**



「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)  
 ○観光先進国という新たなステージへ進むためには、2020年に2000万人という目標に満足することなく、さらなる高みを目指す必要がある。このため、訪日外国人旅行者数については、2020年には約2倍となる4000万人、2030年には約3倍となる6000万人を目指す。



図表19

えているので、しっかりとした取締りをどのようにやっていくのかを考えなければなりません。これも当支署の課題として対応する所存です。

税関への情報提供・検査協力へのお願いに関して、ご説明させていただきます。

「ただで海外旅行に行かない？」とか、海外旅行中に不審な荷物を渡されたとか、よくある話です。例えば、旅行中に非常に親切にされて、帰るときに「記念の品を渡したい」と渡されます。実はそこに覚醒剤が入っており、家に飾っていると、そこに泥棒が来てその記念品を持っていくとか、枚挙にいとまがないくらい、いろいろな例があります。こういう話に関わらないということが、自己防衛では必要なことですが、税関に情報をお寄せいただければと思います。

もう1つは、税関の検査です。海外旅行でお疲れになっているときに不愉快かもしれませんが、ぜひ税関検査にご協力いただきたいと思います。「悪いことをしていないのに、なぜ検査するのか」というご指摘もちょうだいしますが、ぜひ趣旨を鑑みてご協力いただければありがたいと思っています。

**Q 海と空の港を水際で守っておられる職員の勤務に関してお聞かせください。**

名古屋税関全体で人事異動があります。港湾での勤務が長い職員や、空港での勤務が長い職員もいますが、一方で多様な経験を積むことも重要で

すし、人事異動では、誰か交代を出さないといけませんので、人事担当官は苦勞します。特に空港はスキルが必要な職場ですので、職員の経験と新陳代謝を両立しながら人の配置を考えていくのかなと思っています。

なお、空港近隣には宿舎がありませんので、名古屋市内からの通勤者が多いです。もちろん、自宅から通勤している職員もおります。通勤時間の面ではほかの地区の税関と比べますと、成田国際空港や関西国際空港は都市部から結構離れていますので、この地は恵まれている方ではないかと感じています。

**Q** 最後に名古屋税関中部空港税関支署長としてのお立場で一言お願いいたします。

昨年7月にセントレアに赴任しましたが、極めて美しい空港だと思います。セントレアで働くのを誇りで感じていますし、地元の人に愛される、地元の人が誇りに思える良い空港であると思います。

そういう空港で密輸などをするふらちな輩は、やはり厳しく取り締まっていきたい。そう強く感じているところです。



**財務省名古屋税関中部空港税関支署  
支署長 羽田 弘（はだ ひろし）氏**

1961年4月生 57歳  
 東京大学 大学院 修士課程修了  
 1987年4月 大蔵省入省（現財務省）  
 2011年7月 関税局関税課 原産地規則専門官  
 2013年7月 関税局業務課 知的財産調査室長  
 2014年7月 神戸税関 業務部次長  
 2015年7月 関税局監視課 監視取締調整官  
 2016年7月 長崎税関 監視部長  
 2017年7月 名古屋税関 中部空港税関支署長（現職）